

(総則)

第1条 乙は、表記物品を納入期限までに納入するものとする。

2 乙は、内訳書、仕様書及び図面に明示されていない事項であっても物品の性質上当然必要な事項について、甲の指示に従わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約から生ずる権利義務を甲の承認を得ないで譲渡または担保に供することができない。

(納入期限の延長)

第3条 乙は、納入期限までに物品を納入することができない理由が生じたときは、その理由及び影響する日数等を詳記して、納期内に納期延長の願出をすることができる。

2 甲は、前項の願出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

(購入物品の変更等)

第4条 甲は必要があるときは、購入物品の一部を変更し、又は納入を一時中止させることができる。この場合、甲は、契約金額又は納期の変更の必要を認めたときは、乙と協議のうえ、契約金額については表記単価を標準として算定し、納期については必要により伸縮するものとする。

(検査)

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、速やかに甲に届け出て甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の届け出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 甲は、検査を行うときは、乙に日時を示して立ち合わせものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 検査の結果、不合格品があるときは、乙は、甲の指示に従い、直ちにこれを引き取るものとする。この場合、甲は、特に1回に限り、相当日数を指定して引換え又は手直しの期間を与えることがある。

5 乙は、引換え又は手直しが完了したときは、速やかに甲に届け出て甲の検査を受けるものとする。

6 甲は、前2項の検査の結果不合格となった物品のうち、その不良の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めたものについては、契約金額を相当減額のうえ、これを採用することがある。

(物品の引渡し)

第6条 物品の引渡しは、検査に合格したとき又は前条第6項の採用決定をしたときをもって完了し、所有権は、甲に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、乙が契約不適合の履行の追完に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを修補することができる。なお、このために乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(購入代金の支払い)

第8条 購入代金の支払いは、検査合格後、乙の請求により甲が正規の手続きを経て支払うものとする。

2 甲は、乙の請求を受けた日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(履行遅延の違約金)

第9条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として甲に納付するものとする。ただし、個々に分割できる性質の物品で、甲が支障がないと認めるときは、納入済の部分を除いた部分について計算することができる。

2 引替え又は手直しの期間が甲が指定した期限を超えるとときは、乙は、前項の例により算出した違約金を甲に納付するものとする。

3 前2項の延滞日数の計算については、検査に要した日数は、算入しないものとする。

(甲の催告による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第10条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認められたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、乙が正当な理由により契約の解除を申し出たときは、第1項の規定を適用しないものとする。

4 前2条の契約解除は、第9条第1項の延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(協議による契約の解除)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、第4条の中止期間が引き続き2か月以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前2項の場合に、甲は、納入済の物品で、甲が必要と認めたものに対し、乙と協議して定める金額を支払うものとする。

(賠償の予定)

第13条 乙は、第10条の2第9号から第11号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを

問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第10条の2第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務執行上、知り得た秘密事項を第三者に漏えいしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(補則)

第16条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(消費税等の額の取扱い)

第17条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の額に変動が生じる場合は、甲乙協議の上、契約金額の変更を行うものとする。